

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とさせていただきます)

◆選管告示

目次

- 参議院議員の通常選挙における選挙長等の選任
- 参議院議員の通常選挙における選挙長等が事務を行なう場所
- 参議院地方選出議員の選挙における立会演説会の開催計画
- 参議院地方選出議員の選挙において行なわれる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行なう日時等
- 参議院議員の通常選挙に用いる投票用紙の様式
- 参議院議員の通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印
- 参議院地方選出議員の選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額
- 参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の申請の期限
- 参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時等
- 参議院全国選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時等
- 参議院全国選出議員の選挙における候補者の氏名等の掲載の順序のくじを行なう日時等
- 参議院議員の通常選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき等のくじを行なう場所
- 参議院議員の通常選挙における選挙会等の場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 選挙長

米子市明治町八番地 加藤 章

二 選挙長の職務代理者

鳥取市西町四丁目二一〇番地 亀田 博

三 選挙分会長

米子市明治町八番地 加藤 章

四 選挙分会長の職務代理者

鳥取市西町四丁目二一〇番地 亀田 博

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を

行なう。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第

一項及び第二項の規定により次のとおり定められたので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 立会演説会の方法 班別編成の方法
- 二 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

日		時		会 場	
六月十七日	月	午後一時三十分	岩美町	岩美中学校	
"	火	" 八時	鳥取市	鳥取県農協会館	
"	火	" 一時三十分	鳥取市	湖東中学校	
"	火	" 八時	郡家町	中央中学校	
"	水	" 一時三十分	八東町	八東小学校	
"	水	" 八時	若桜町	若桜中学校	
"	木	" 一時三十分	気高町	浜村小学校	
"	木	" 八時	東郷町	桜小学校	
"	金	" 一時三十分	関金町	鴨川中学校	
"	金	" 八時	倉吉市	倉吉福祉会館	
"	土	" 一時三十分	東伯町	東伯中学校	
"	土	" 八時	名和町	名和中学校	
"	日	" 一時三十分	岸本町	岸本中学校	
"	日	" 八時	米子市	明道小学校	

" 三十一日		" 三十一日		七月 一日		" 三十日		" 二十九日		" 二十八日		" 二十七日		" 二十六日		" 二十五日		" 二十四日	
水		火		月		日		土		金		木		永		火		月	
" 八時	" 一時三十分	" 八時	" 一時三十分	" 八時	" 一時三十分	" 八時	" 一時三十分	" 八時	" 一時三十分	" 八時	" 一時三十分	" 八時	" 一時三十分	" 八時	" 一時三十分	" 八時	" 一時三十分	" 八時	" 一時三十分
鳥 取 市	国 府 町	智 頭 町	用 瀬 町	河 原 町	青 谷 町	倉 吉 市	三 朝 町	大 栄 町	赤 碓 町	米 子 市	西 伯 町	米 子 市	大 山 町	境 港 市	淀 江 町	日 野 町	日 南 町	江 府 町	溝 口 町
鳥 取 市 民 会 館	谷 小 学 校	智 頭 小 学 校	用 瀬 小 学 校	河 原 小 学 校	青 谷 小 学 校	中 部 農 協 会 館	三 朝 中 学 校	由 良 小 学 校	赤 碓 高 等 学 校	米 子 市 公 会 堂	西 伯 町 中 央 集 会 所	大 篠 津 小 学 校	大 山 第 二 中 学 校	境 小 学 校	淀 江 小 学 校	根 雨 公 会 堂	日 南 町 中 央 公 民 館	江 府 町 公 民 館	溝 口 小 学 校

三 一の班に所属することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 四人以内

演説の時間 四十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百五十六条の二第二項に規定する最

初に行なわれる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十三年六月十四日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりとする。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目

折目

折目

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

参議院地方選出議員選挙投票

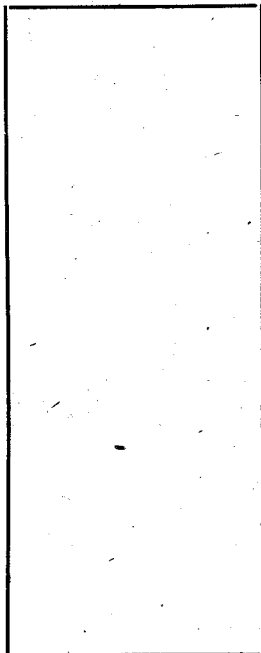
鳥取県
選挙管理
委員会印

表

参議院地方選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

裏



備考

- 1. 用紙は、白色とし、文字は、黒色のインクで印刷する。
- 2. 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

折目

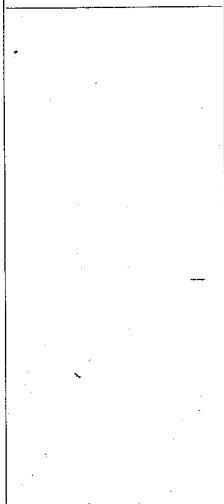
折目

折目

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

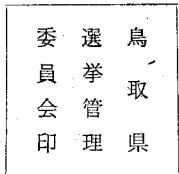
○注意

候補者氏名



参議院全国選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

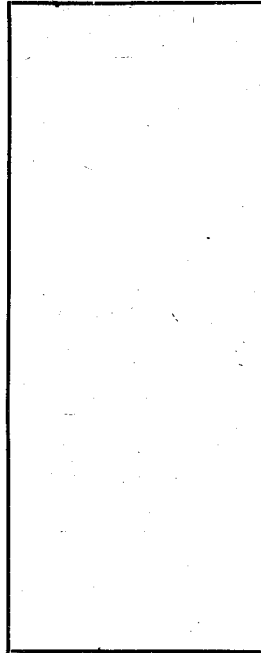


表

参議院全国選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

裏



備考

- 1 用紙は、淡紅色とし、文字は、赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は二百七十四万七千二百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の申請の期限を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十八条第一項の規定により六月十八日と定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第百二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管

理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八條の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十三年六月十八日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和四十三年七月七日執行の参議院全国選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八條の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十三年六月二十三日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和四十三年七月七日執行の参議院全国選出議員の選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十三年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第六十八條第一項の規定により次のとおり定めたので、同規程同条同項の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十三年六月二十五日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第七項の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 地方選出議員の選挙

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

日時 昭和四十三年七月五日 午前十一時

二 全国選出議員の選挙

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

日時 昭和四十三年七月五日 午前十一時十分

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 選挙会

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

日時 昭和四十三年七月十一日 午後一時

二 選挙分会

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

日時 昭和四十三年七月十一日 午後一時三十分

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む）】